

市民集会で議論するテーマの関連質問とその回答

① クラスター火災対策について

1.1 消火栓の適正配置と防火水槽の有効活用（浜竹一丁目自治会）

現在、浜竹一丁目には16基の消火栓が設置されています。この16か所の消火栓設置場所から消火活動が可能な範囲を80メートル（消防ホース20メートル×4本）として、別紙地図のように計測をすると、空白地域（ホースが届かない地域）のあることが判明しました。この空白地域を無くすためには2カ所に消火栓を追加設置する必要があり、茅ヶ崎消防署防災対策課に相談。年度内の実現は無理のため、来年度に対応してもらえることになった。

消火栓の配置については、これまで何を基準に設置されたのか、また市貸与の移動式ホース格納箱が設置されたため、ホースの長さ80メートルを基準にした適正設置への対応はされているのでしょうか。

移動式ホースについては、消火栓の水は上水道を使用するため、災害時には発生から30分ぐらいしか使用出来なといわれている。また、現在の格納箱設置場所（2カ所）に火災発生場所から取りに行かなければならないため、火災発生場所によっては時間的に消火活動ができないことも考えられる。そのため、出来るだけ多くのホース格納箱を設置する必要があるが、市としては1町内に何基ぐらいの設置を考えているのでしょうか。

ただ、使用できる時間に限界があるため、消火栓以外にも消防用具の備えが必要ではないでしょうか。例えば、浜一町内に3カ所の防火水槽があるが、移動式簡易ポンプがあれば有効活用することが出来る。また、防火水槽の有効活用については現在はまだ講習なり訓練をしていないように思う。当然、バケツリレーが基本になると思いますが、防災備品としてバケツをどのぐらい用意すればいいのか、あるいは簡易ポンプを備えた方がいいのか、市の指導によって変わってきます。

いずれにしても、防火水槽について市側の対策をお聞かせください。

（担当：防災対策課、警防課）

浜竹一丁目自治会の消火栓の配置については、国の示す消防水利の基準を基に消火栓及び防火水槽等の整備を行っております。

市街地では大半の地域をカバーできるように消火栓を設置しており、活動範囲の最長到達距離は80メートルとなります。

大規模地震発生時の多発火災に対する延焼防災対策といたしましては、市民が行う初期消火活動が有効であり、平成25年度から移動式ホース格納箱の設置を進め、平成25年度は市内152か所へ設置することが出来ました。

平成26年度は、延焼火災危険地域（クラスター地域）を重点的に市内175か所への設置を行い、平成27年度までの3か年で概ね市内500か所に設置を進めてまいりたいと考えております。

なお、設置場所につきましては、木造密集地域内にある消火栓3か所に対し、移動式ホース格納箱1セットを設置できるよう、自治会の皆様に設置場所の提供について御協力をいただきながら進めてまいります。

また、茅ヶ崎市内の給水系統につきましては、4系統で水道水を市内に供給しており、その内3系統が標高の高い位置から水道水を供給する自然流下方式が採用されており、平塚系、茅ヶ崎系、赤羽根系と分類されています。浜竹一丁目を含む松浪地区は赤羽根系で供給されています。残りの1系統につきましては、ポンプを使い水道水を供給している二本松系となっています。自然流下方式につきましては、水道局が飲料水確保のため水の供給を停止しても、水道管内の残水を使って消火活動をすることが可能となります。

なお、小型軽量ポンプの配備場所につきましては、消防本部が管理している市内10か所の防災資機材格納庫で、併設されている防火水槽が100立方メートルと十分な消火用水が確保されていることから小型軽量ポンプを配備しております。

市内10か所の防災資機材格納庫が設置されている地区に関しては、移動式ホース格納箱の訓練と併せて指導を行っております。小型軽量ポンプを配置するためには、定期的に維持管理を行う上で防災資機材格納庫の設置が必要となりますが、松浪地区に関しましては、現在のところ設置をしておりません。

小型軽量ポンプが配備されていない地域に関しましては、今後の検討課題であると認識しております。

防火水槽の設置につきましては、国の示す消防水利の基準を基に土地所有者の御協力を得て行うとともに、公共施設の建設時や開発行為に伴う指導で設置を進めてまいります。

また、火災危険度の高い地域を始めとし、市域全体に少量でも有効に消火活動が行える小型の防火水槽の設置についても進めております。

今後も「安全・安心なまちづくり」を推進するため、様々な取組を進めてまいります。

12 古い家を取り壊され、新しい家が建つと、消火器が取り外されている事がよくあります。新しく家を建てる方の許可がなければ消火器は設置できないので、その場合には自治会への連絡をいただきたい。(常盤町自治会)

(担当：指導課)

街頭消火器は、平成26年8月1日現在市内に2,674本設置しております。

設置基準としましては、市街化区域内では約100メートル四方に1基、調整区域では約200メートル四方に1基設置しております。

設置場所につきましては、誰もが使用出来るよう、道路に面している個人が所有する土地を無償でお借りし設置しているものです。土地を無償でお借りし

ていますので、土地所有者の方の御意向で撤去する場合がございます。

今後、撤去した場合は、御要望のとおり自治会長様に御連絡を入れさせていただきます。

また、新たな消火器の設置につきましては、設置場所を紹介いただきますようお願いいたします。

1 4 市街地の緑化について（浜竹一丁目自治会）

市は「ちがさき緑の基本計画」により公園、山林の環境保全などに取り組んでいるが、緑化対策の如何によって災害時に大きな影響を及ぼすことになる。

市街地においては、松浪地区がクラスターによる危険が指摘される最大の要因は、宅地造成で樹木が伐採され、緑地が少なくなったことにある。また、ミニ開発により植木がなくなったこと、それに一戸建てにおいても高齢化により樹木の維持が出来なくなり伐採されることが多くなっているのも原因の一つである。

そのため、市街地の緑化策の一つとして、またクラスターの緩衝帯にもなる「街路樹」を植えたらいいのではないか。茅ヶ崎市は近郊の街に比べ街路樹が少ないため、例えば「さくら道」にも街路樹があれば、景観、クラスターの減災効果にも役立つのではないか。

多分、道路幅が狭いという理由で無理ということになるだろうが、緑化と同時に市民の安全を考えて対策を考えてほしい。

（担当：景観みどり課、道路管理課）

都市内における道路空間の一部としての植樹帯につきましては、大気の浄化、騒音等の軽減、路面のふく射熱の遮断、樹木や植樹帯土壌からの水分の蒸発散による温度上昇の緩和、緑陰の形成など、「良好な生活環境の確保」の点、また、火災時に延焼を防止すると共に、火炎を遮断して温度を低下させることによって道路の避難機能の確保する点などから、「良好な公共空間の形成」において、有用であるとされています。

しかし、植樹帯の整備につきましては、その幅は標準で1.5メートルとし、概ね1メートル以上2メートル以下で設けることが基準として定められています。また、前述の延焼防止等の機能を期待するのであれば、枝ぶりの良い高木の植栽と植樹帯スペースの確保が必要と考えますが、現在、植樹帯が設けられていない市内の幹線道路の幅員は、最低限の11～12メートルで整備されており、植樹帯を追加で設置するために、既存の車道及び歩道の幅員を縮小しての現道幅員内での設置はできないため、追加で植樹帯の必要幅として片側1～2メートルの用地買収と拡幅整備が必要となり、その実現性は低く、困難であると考えております。

このように、道路内植樹帯の整備に一定の制限がある中で、道路に面した敷地内（民有地内）の生け垣の設置を奨励しており、「生け垣の奨励及び保全に関する助成」を実施しております。

この事業は、生け垣の築造に対しては、150万円を限度としてその工事費の一部を助成し、また、生け垣を維持管理するため、一定の要件を満たす生け垣の所有者に対し、保全費の助成も行っております。

「生け垣の奨励及び保全に関する助成」は、市街地の良好な景観形成へ寄与することのほか、地域の防災性向上としても有効であると認識しており、市の広報紙やホームページなどにより、市民の皆様にお知らせしているところですが、今後におきましても様々な機会をとらえて、更なる周知を図ってまいります。

15 クラスタ災害防止策に早急に取り組むべきこと（浜竹四丁目自治会）

既に昨年度市民集会において、同種の質疑が行われているところですが、残念ながら、事前に取り纏められた質疑応答内容が、実に貧弱でありました。

「30坪未満の住宅建築許可が繰り返されている」、という指摘について、何も答えず、有りもしない都市計画の理想型？を抽象的に徒に展開して済ませました。しかも、地区協議会も自治会もその応答文を鵜呑みにしています。

前年24年2月1日に告示された「建築物の敷地面積の最低限度指定について」の取り扱いについて、何も触れていません。

元々、確たる都市計画がないまま、数十年間に亘り住宅再開発が無秩序に許可された為に、狭あいな道路や整合性のない下水道、更には広範囲なクラスタ化した市街地が出来上がってしまいました。少なくとも5年前の地域危険度測定調査ではクラスタについても重大な問題点が指摘されていたにもかかわらず、抜本的な改善策はお座なりのままでした。この状態は今日においても何ら進展がありません。

改めて問題点を列記すると

- (1) 30坪程度の住宅開発申請に許可を与え続けていた
- (2) 類焼を防止する緑地帯や緩衝道路がなく、袋小路、行き止まりばかり
- (3) セットバック未了、道路未整備箇所が至るところに放置され
- (4) 消防車両が緊急時に消火活動できない事態となってしまう

これらの事態を、市政側が認めることから始めるべきです。上記の問題点をないがしろにして、専ら住民側の臨時対応力だけに頼るやり方では、誰も納得できません。可搬式消防ホース運搬機の取扱い説明や初期消火訓練ばかりを殊更に強調することは、問題点を隠蔽する為の工作だと言わざるをえません。

(担当：都市計画課、建築指導課、開発審査課、道路管理課、警防課)

建築物の敷地面積の最低限度は、居住水準を維持し良好な住環境を保全・形成するため、建築を行う敷地の細分化を抑制することを目的に、都市計画法に規定する用途地域により定めています。指定対象区域は、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域で、堤地区の低層住居専用地域においては125平方メートル、その他の低層住居専用地域においては100平方メートルの制限値が指定されています。この規定を受け、適用日である平成24年2月

10日以降に低層住居専用地域内に建築物を建築される場合には、当該敷地が制限値以上であることを建築確認申請において確認し、建築行為が行われています。

また、低層住居専用地域以外においても、都市計画法に基づく開発許可制度を有効に活用し、敷地面積の最低限度を100平方メートルと定め、厳格に指導しております。

狭あい道路整備事業は、建築確認申請等に伴う道路後退が主な取り組みになっています。事業の推進につきましては、現在、建築確認申請当該地の両隣や周辺の空き地・駐車場などへの自主後退協力要請に取り組んでおりますが、今後、防災対策の視点も視野に入れ、更に強化してまいります。

なお、消防車両につきましては、平常時の状態で発生した火災は、消防ホースを素早く延ばすことができるホースカーが消防ポンプ自動車に積載されていますので、消防各署所が速やかに対応できる体制が整っております。

しかし、大規模災害時には消防車両が火災現場まで到着できない可能性が考えられますので、市民の皆様が今までに感じたことのない揺れを経験し、119番通報がつかない状態や多数の黒煙が上がっている場合は、市内で同時多発的に火災が発生していると判断していただき、移動式ホース格納箱を使用しての初期消火活動を行っていただきたいと考えております。

76 松浪地区は県内最大規模の巨大クラスター危険地区となっておりますが、大震災がくるまでにさらなる対策が出来ないか。まずは、倒壊家屋を少なくするため、市建築課が啓蒙に努めていますが、市民から申請があったときのみの対策で強制力を欠いている。耐震診断と補強工事は耐震建築以前の木造家屋に漏れなく適用する方法を検討願いたい。(出口町自治会)

(担当：建築指導課)

本市では、平成19年度より「耐震改修促進計画」を定め、既存建築物の耐震化を進めています。

既存建築物の耐震化は、対象が個人の重要な財産であることから、自助意識の向上が不可欠になります。

そのため、補助事業を利用し、効果的に住宅等の耐震化を進めていただくために、制度の周知啓発や拡充はもとより、自治会の皆様との連携した周知活動、相談窓口の強化等の施策を進めております。

今後も、制度の浸透を図るとともに、国や神奈川県耐震対策事業を利用しながら、建築物の耐震改修化を進めてまいります。

77 震災火災が発生の場合の初期消火編も備えが進んでいるが、移動式ホース格納箱の設置を年々積み重ねて欲しい。

さらに、震災で断水してしまったら、出口町には消火に使う水がない。貯水槽の設置と動力消火ポンプの設置を検討願いたい。(出口町自治会)

(担当：防災対策課、警防課)

大規模地震発生時の多発火災に対する延焼防災対策といたしましては、市民が行う初期消火活動が有効であり、平成25年度から移動式ホース格納箱の設置を進め、平成25年度は市内152か所に設置することが出来ました。

平成26年度は、延焼火災危険地域（クラスター地域）を重点的に市内175か所に設置を行い、平成27年度までの3か年で概ね市内500か所に設置を進めてまいりたいと考えております。

防火水槽の設置につきましては、国の示す消防水利の整備指針を基に土地所有者の御協力を得て行うとともに、公共施設の建設時や開発行為に伴う指導で設置を進めております。

また、火災危険度の高い地域を始めとし、市域全体に少量でも有効に消火活動が行える小型の防火水槽の設置についても進めてまいります。

小型軽量ポンプの配備場所につきましては、消防本部が管理している市内10箇所の防災資機材格納庫で、併設されている防火水槽が100立方メートルと十分な消火用水が確保されていることから小型軽量ポンプを配備しております。小型軽量ポンプを配置するためには、定期的に維持管理を行う上で防災資機材格納庫の設置が必要であり、出口町地区に関しましては、現在のところ設置をしておりません。

小型軽量ポンプが配備されていない地域に関しましては、今後の検討課題であると認識しております。

②広域避難場所について

1 広域避難場所について（浜竹一丁目自治会）

松浪地区では幾つかの自治会が大きなクラスター内にあり、災害時に火災が発生した場合の避難行動が自分自身の身を守る上で大きな問題となっている。

最近、浜一では防災研修会を催して火災からの避難をテーマに図上訓練を実施した。この中で避難所と広域避難所の違い、広域避難所の役割について学んだが、一般の人達の多くはこの違いについて認識されていないのが現実のようだ。

茅ヶ崎市のHPには次の様に書かれている。「広域避難場所とは、災害によって大規模な火災が発生したとき、そのふく射熱や煙から身を守ることができる場所です」となっている。浜一自治会では、この数年の研修会でクラスターの恐ろしさについては繰り返し学んできたが、広域避難場所について話し合われたのは今回の研修会が初めてである。浜一自治会内でも研修会に出られない人達の方が多いため、研修会の内容をより多くの会員に知ってもらう必要がある。早急に回覧なり「浜一だより」（自治会ニュース）などで発表する予定である。

浜一自治会のような小さな集合体でも周知徹底をすることは難しいだけに、市全体となるとかなりの努力が必要と思われるが、「火災と広域避難場所」について、現在どのように取り組まれているのか。

それから、広域避難場所は火災から身を守れる広い場所ということになるが、ただ広い場所として指定されているのではないか。「火災が鎮火するまで」とはいえ避難場所として機能（生活維持）するための準備はされているのか。

例えば、広域となれば避難者は数百、数千人になる可能性があり、最低1昼夜避難をするとした場合、特にゴルフ場の場合、トイレ、非常食・飲み水、夜具（毛布）、雨露をしのぐテントなどが必要である。

また、松浪地区では、広域避難場所として茅ヶ崎ゴルフ場が指定されている事は知っているが、他に近隣にはどのような場所があるのか？TOTOの工場周辺（宗教団体の駐車場、佐川急便など）、藤沢市内になるがテラスモール周辺、辻堂海浜公園など、は如何か？

また市内の各広域避難所の収容可能人員は？（藤沢市の広域避難所には収容人員が表示されている。）

（担当：防災対策課）

広域避難場所につきましては、避難生活を送る場所である避難所（小中学校）と異なり、御質問にもありましたとおり、大規模火災が発生した時に、そのふく射熱や煙から身を守るための場所となります。災害が発災し、避難の必要が生じた際にどこに避難すればよいかという判断にあたっては、広域避難場所を始め災害対策地区防災拠点である市立小中学校、津波一時退避場所のそれぞれの役割を理解しておくことが重要であると考えます。そこで、これらの役割につきましては、茅ヶ崎市ホームページや広報紙、広域避難場所の表示看板、避

難所を迅速かつ円滑に開設・運営していくために学校ごとに作成した避難所運営マニュアルなどを活用しお伝えするとともに、自主防災組織の活動マニュアル作成に向けた研修会や防災リーダー養成研修会、避難所打合せ会、市民まなび講座等様々な機会を通じて、御説明させていただいているところでございます。このような防災知識の普及につきましては、自主防災組織の皆様とも連携しながら、今後も取り組んでまいります。

また、広域避難場所の避難場所としての機能(生活維持するための準備)につきましては、広域避難場所はいざ延焼火災が発生した場合、1万人以上の方(最大は湘南カントリークラブゴルフ場の32万人収容可能)が避難することが想定され、想定される避難者全員分の備蓄物資を用意しておくことは困難な状況です。したがって、避難先で必要となる物資について、平常時よりあらかじめ各家庭等で準備していただき、避難にあたっては、それらの備蓄品を持って避難していただくことを基本として考えております。しかし、平成24年3月の津波対策避難訓練の際に実施した訓練参加者アンケートでは、非常持ち出し品について「持ってきた」という回答が約31%あった一方、「持っていない」が約52%、「用意していない」が約9%という結果となっています。この結果を踏まえ、災害に備えた事前の準備と避難する際の備蓄品の持ち出しについて、継続して周知啓発を図ってまいります。併せて、広域避難場所への避難は火災の危険からの一時的な避難とはいえ、事前に準備しておいた備蓄品が持ち出せなかった方、自宅以外の場所から避難した方、高齢者や障害者などへの特別な配慮などが想定されるため、防災備蓄倉庫を備えた広域避難場所を増やし、必要な備蓄品の充実を図ってまいりたいと考えております。

松浪地区近隣の広域避難場所につきましては、「茅ヶ崎ゴルフ倶楽部、浜須賀小学校(総面積226,015平方メートル)」のほか、「県立茅ヶ崎高等学校、京急自動車学校茅ヶ崎校(総面積45,871平方メートル)」ががございます。今後につきましても、広域避難場所の更なる確保に向け事業所等と協議を進めているところでございます。また、松浪地区東側は藤沢市と隣接していることから、辻堂駅北側の神台公園周辺(総面積50,000平方メートル)や湘南工科大学周辺(総面積127,026平方メートル)など藤沢市が指定する広域避難場所への避難を考慮していただくとともに、茅ヶ崎市立汐見台小学校、神奈川県立汐見台公園周辺一帯、耐火構造建築物で構成される辻堂団地周辺や神奈川県立辻堂海浜公園への避難も有効であると考えられます。

なお、市内の各避難所の収容可能人数は、次のとおりです。

名称	所在地	収容可能人数
茅ヶ崎ゴルフ倶楽部、浜須賀小学校	菱沼海岸9-38ほか	88,090人
神奈川県立茅ヶ崎高等学校、京急自動車学校茅ヶ崎校	本村3丁目4-1ほか	13,540人
茅ヶ崎公園野球場	中海岸3丁目3-11	17,100人

梅田小・中学校、中央公園、市役所、総合体育館	茅ヶ崎1丁目6-1ほか	35,680人
神奈川県立茅ヶ崎西浜高等学校	南湖7-12869-11	12,600人
湘南カントリークラブゴルフ場	赤羽根4123	320,000人
スリーハンドレッドクラブゴルフ場	甘沼441	240,800人
神奈川県立茅ヶ崎里山公園	芹沢1030	61,530人

2 災害に強く、緑あふれる豊かな町にするために（常盤町自治会）

茅ヶ崎ゴルフ場が閉鎖されると聞きましたが、言うまでもなく、当該ゴルフ場は広域避難場所であり、市の南部においては緑がまとまって残された数少ない場所です。このまとまった緑のある空間を残してほしいと思います。そのために、茅ヶ崎市としてどのような対応をお考えでしょうか。

（担当：企画経営課）

茅ヶ崎ゴルフ倶楽部は、市街化区域内に位置し、環境の保全、防災、景観形成上貴重なみどりを有しており、幅広い公共性の観点から重要な地区と考えております。

当該地は、「茅ヶ崎市地域防災計画」で広域避難場所として位置づけられており、市南東部地域において震災時の延焼火災から人命の安全確保に重要な役割を果たしております。

こうした公共性やスポーツ振興などの地域貢献が高いことから、本市ではゴルフ場敷地内にある道路の占用料の免除を行っており、ゴルフ場の存続のための取り組みを進めてきたところです。

当該ゴルフ場については、運営者である観光日本株式会社が会員に対して平成27年3月末をもってゴルフ場を閉鎖することを説明するとともに、神奈川県などの地権者にも同様の説明を行ったと伺っております。

仮にゴルフ場が閉鎖され、当該地の全てが住宅などの用途に利用された場合、本市が進める防災対策やみどり政策に多大な影響を及ぼすものと危惧しております。ゴルフ場が撤退した場合の土地利用については、広域避難場所やみどりの保全に考慮し、本市の課題解決やまちの発展に寄与する土地利用となるよう、神奈川県などの土地所有者と計画段階から連携、協議してまいりたいと考えております。

3 「茅ヶ崎ゴルフ場を広域避難場所、将来世代に継承する茅ヶ崎市の重要な自然財産のシンボルの一つとして残してほしい」（常盤町自治会）

茅ヶ崎市が掲げている標語（スローガン）は「海と太陽とみどりのなかでひとが輝きまちが輝く湘南・茅ヶ崎」という素晴らしいものです。

茅ヶ崎ゴルフ場は、市南部では最も大きな広域避難場所です。一方、茅ヶ崎ゴルフ場は火災危険度の高いクラスターの一般住宅地域と隣接しており、地震、

津波を考えた場合、住人や茅ヶ崎海岸を訪れた観光客などの広域避難場所として重要性は極めて高いと言えます。

茅ヶ崎市は自然環境、都市環境、生活環境も誇りです。若い人の人口も増えており、この自然環境は首都圏でも希な将来世代に継承して行くべき貴重な財産です。

これらの展望と課題についてお話し願いたい。

(担当：企画経営課)

2 「災害に強く、緑あふれる豊かな町にするために」と同様の回答となります。

4 茅ヶ崎ゴルフ場が来年3月で廃止となるらしいが、浜須賀地区、松浪地区などの広域避難所となっているので、広いスペースが確保出来る策を考えて欲しい。(緑が浜自治会)

(担当：企画経営課)

2 「災害に強く、緑あふれる豊かな町にするために」と同様の回答となります。

5 広域避難場所《茅ヶ崎ゴルフ場》の確保(松浪地区まちぢから協議会防災対策部会)

広域避難場所、《茅ヶ崎ゴルフ場》の行方が取りざたされている。火災クラスター茅ヶ崎にあって、広域避難場所の確保は、言うまでもなく、第一等の防災対策であり、このゴルフ場の存在は当市にとって最重要課題のひとつである。市当局をはじめ、市民を挙げて、この確保課題に取り組まなければならない。

最近確保に向けて署名運動が起こされているように聞いている。これが有効であるならば、当地区に於いても積極的に参画して参りたい。確保に向けていかなる行動が最善であるか、市当局のアドバイスをお願いすると共に、市当局から当該地域の住民にその有効な手段を訴えて頂きたい。

(担当：企画経営課)

茅ヶ崎ゴルフ倶楽部の運営者である観光日本株式会社からは、平成21年12月に本市に対して、ゴルフ場継続のための支援についての嘆願書が提出されております。

本市は、この嘆願書の提出を受け、22年2月に神奈川県に対して、文書を提出し、当該ゴルフ場は、貴重なみどりであり、本市の環境、景観に貢献していること、防災面でも広域避難場所であることなどから、ゴルフ場が存続できような措置を講じていただけるよう陳情いたしました。

神奈川県からは陳情に対しての文書回答はありませんでしたが、土地賃借料据え置きの措置を講じていただいたと認識しております。

また、当該ゴルフ場は、環境保全、防災、景観形成の役割を果たしているだけでなく、様々なイベントなどを通して地域のコミュニティ形成にも貢献し

ていることから、本市といたしましてもゴルフ場内の道路占用料を減免するなど、できる限りの支援を行ってきたところです。その様な対応が行われてきた経緯をふまえますとゴルフ場の存続についてこれ以上の取り組みを行うことは難しいと考えております。

今後は、ゴルフ場が撤退した場合の土地利用について、本市の課題解決やまちの発展に寄与する土地利用となるよう、神奈川県などの土地所有者と計画段階から連携、協議してまいりたいと考えております。

6 茅ヶ崎ゴルフ場閉鎖後、跡地利用の要望（汐見台自治会）

茅ヶ崎市指定の広域避難場所として、今後も継続利用出来るよう要望します。松林を守り、自然公園として市民に開放してください。跡地利用のお考えを聞きたいです。

（担当：企画経営課）

2「災害に強く、緑あふれる豊かな町にするために」と同様の回答となります。

7 2 広域避難場所（富士見町自治会）

松浪地区に対する主要な広域避難場所である「茅ヶ崎ゴルフ場」が平成26年度をもって、閉鎖されると漏れ聞いております。閉鎖後も広域避難場所として利用可能なのでしょうか。

利用不可となれば、約19,000世帯・約45,000人の広域避難場所としては、浜須賀小学校だけでは、いかにも不十分と感じます。

その場合に市が考えている代替案をお示しいただきたい。

（担当：企画経営課、防災対策課）

本市では、延焼火災から市民の皆様の身体生命を守るための避難場所として、広域避難場所を指定しております。

松浪地区に近接している茅ヶ崎ゴルフ倶楽部を始め、中央公園・市役所・総合体育館等、市街地において広域な面積を確保できるところ等を広域避難場所として指定しております。

茅ヶ崎ゴルフ倶楽部は、市街化区域内に位置し、環境の保全、防災、景観形成上貴重なみどりを有しており、幅広い公共性の観点から重要な地区と考えております。

当該地は、「茅ヶ崎市地域防災計画」で広域避難場所として指定され、市南東部地域において震災時の延焼火災から人命の安全確保に重要な役割を果たしております。

こうした公共性やスポーツ振興などの地域貢献が高いことから、本市ではゴルフ場敷地内にある道路の占用料の免除を行っており、ゴルフ場の存続のための取り組みを進めてきたところです。

当該ゴルフ場については、運営者である観光日本株式会社が会員に対して平

成27年3月末をもってゴルフ場を閉鎖することを説明するとともに、神奈川県などの地権者にも同様の説明を行ったと伺っております。

仮にゴルフ場が閉鎖され、住宅などの用途に当該地が利用された場合、本市が進める防災対策やみどり政策に多大な影響を及ぼすものと危惧しております。ゴルフ場が撤退した場合の土地利用については、広域避難場所やみどりの保全に考慮し、本市の課題解決やまちの発展に寄与する土地利用となるよう、神奈川県などの土地所有者と計画段階から連携、協議してまいりたいと考えております。

なお、本市では、昭和50年に茅ヶ崎ゴルフ倶楽部を広域避難場所として指定し、昭和59年に隣接する浜須賀小学校も併せて指定し、総面積は226,015平方メートルとなっております。

神奈川県より示されております広域避難場所の指定基準では、広域避難場所の候補地は、10,000平方メートル以上の土地で、更に延焼火災によるふく射熱から身を守るための安全距離を計算した値は木造密集市街地から300メートル以上となっており、仮に茅ヶ崎ゴルフ倶楽部が閉鎖され、浜須賀小学校の敷地面積だけでは、県の指定基準は満たしておりません。

また、JR東海道線以北となりますが、本市が指定する広域避難場所として神奈川県立茅ヶ崎高校と京急自動車学校茅ヶ崎校（総面積45,871平方メートル）や本市と災害協定を締結しているTOTO株式会社などへの避難も一つの手段と考えられます。

更に、松浪地区東側は藤沢市と隣接していることから、辻堂駅北側の神台公園周辺（総面積50,000平方メートル）や湘南工科大学周辺（総面積127,026平方メートル）など藤沢市が指定する広域避難場所への避難を考慮していただくとともに、茅ヶ崎市立汐見台小学校、神奈川県立汐見台公園周辺一帯、耐火構造建築物で構成される辻堂団地周辺や神奈川県立辻堂海浜公園への避難も有効であると考えられます。

本市では、大規模災害時に火災の延焼が進むことが予想される場合には、早い段階で対象地域の皆様へ避難についての情報を提供させていただきますので、その指示に従い安全に避難が行える広域避難場所等へ避難を行っていただきますようお願いいたします。

③非常時の情報伝達について

16 防災無線の実体調査を（常盤町自治会）

防災無線放送が殆ど聞き取れません。新しい防災ラジオを勧められましたが、やはり費用がかからずに重要な防災情報を聞きたいのです。いくらかでも改善できませんか、是非とも実態調査して現状を認識していただきたいのです。

（担当：防災対策課）

防災行政用無線拡声子局については、現在市内118か所に設置しておりますが、「聞こえない」「聞き取りづらい」等の御意見をいただいております。「茅ヶ崎市総合計画第二次実施計画」に基づき、平成26年度は1か所、平成27年度も1か所に新規増設を行う予定となっております。

防災行政用無線拡声子局の設置につきましては、設置場所や用地の確保は大きな課題です。また、子局から至近距離にある住宅では、かなりの音量を感じるということもあります。

防災行政用無線拡声子局の増設につきましては、今後も地域の皆様の御協力を得ながら事業を進めてまいります。また、お住まいの地域でも候補地がありましたら御提案いただければ検討いたしますので、御協力をお願いいたします。

難聴地域解消に向け、新たに開発した新型防災ラジオですが、購入者の方に1台2,000円の費用を御負担いただく形で有償配布させていただいております。また通信料として年額600円（消費税別）が必要ですが、これまでに約8,500台有償配布しており、電波が届かないといった苦情はございません。

台風などの雨風によって、屋外の拡声子局からの音声聞き取りづらい状況であっても、新型防災ラジオで明瞭に受信できると大変好評をいただいているところでございます。

一定の御負担をおかけすることになりますが、ラジオの購入については是非御検討をお願いいたします。

また、市では、情報伝達手段として、他にもメール配信サービスやtvkデータ放送、ホームページなどを活用した災害情報の提供を行っております。これらにつきまして、利用方法等御不明な点がございましたら、防災対策課までお問い合わせください。

17 松浪地区では全自治会（14自治会）に簡易無線機（3R規格）を配備して、台風など非常時の連絡に使用している。各自治会の使用チャンネル、や全自治会共通チャンネル等、無線機使用のルールを決めて運用しているので、特に防災訓練の時は松浪地区全体の様子が皆にわかり重宝している。3R規格の無線機は30のチャンネルしか無いので、他の地区が使用する場合のチャンネル配分やユーザーコードの決め方等、市がルールを決めないと混信して使いにくくなる恐れがあるので心配している。連絡無線全体についてルールを見直す必要があるのではないか？（緑が浜自治会）

(担当：防災対策課)

災害時に地区の自治会同士が連携して防災活動を行うことは非常に重要であり、また簡易デジタル無線機を使用した連絡体制を平常時から構築できていることは、最も現実的で有効な手段であると認識しております。

貴自治会が使用している簡易無線機は、事業所や自主防災組織、サークル、市民等、誰でも使用が可能であることから、機器を使用するユーザーが年々増加していると伺っており、災害時に30チャンネルを皆で有効活用するための方策は必要ですが、このことに関して市が関与することは困難であると考えております。

第一に、松浪地区周辺の自治会で簡易無線を使用している場合の調整が必要であり、この調整は自治会連合会の定例会等で話し合いが可能であると考えます。

次に、一般ユーザーですが、誰でも使用可能な無線機器であるため、チャンネルの調整は実施不可能であり、ユーザーコードを設定し外部からの割り込みを防ぐ対策や、災害時等に混信した場合には無線で話し合い、どちらかが譲る形での使用となると思います。

このように、一般ユーザーも使用する簡易無線機について、法令的な定めもなく市がルールを決めることは不可能であることから、通常時のチャンネル設定、ユーザーコード設定及び混信時のチャンネル変更方法等について、地域や自治会内でルールを決めておくことが重要であると考えております。

④空き家・空き地の対応について

あき・たか
、もっし・たか

4.7 空き家対策について（松浪二丁目自治会）

近年、一人暮らしの高齢者が施設に入所したり亡くなったりして、その住宅が空き家となるケースが増えている。その中で、所有者が遠方に居住していたり、事情があるなどして管理できない住宅では、環境・防犯・防災等の面で大きな不安を近隣住民に及ぼしている。とりわけその住宅の所有者や連絡先が特定できない場合、近隣の方々の不安等は大きい。空き家の所有者に対し、市として適切な指導と対処をお願いしたい。

*昨年、近隣住民の依頼を受け、自治会として市へ対処を要請したが対応に時間がかかり、住民の不安感が解消されないケースがあった。市は、対応の経過等の説明を自治会等へ適宜してほしい。なお、空き家の所有者に対し、土地・建物の安全管理に責任を持つことをしっかりと認識させ、強い態度で臨んでほしい。

*要請に応じない場合、何らかの強い措置は取れないか。

（担当：安全対策課、環境保全課、都市政策課、建築指導課、指導課）

空き家の適正な管理については、建築基準法、茅ヶ崎市火災予防条例、茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例に基づき、管理不全な空き家の所有者又は管理者に対して、関係課が情報共有シートで状況を共有しながら、建物部材の落下防止、家屋への侵入防止、可燃物の除去、樹木の剪定や除草などについて必要な措置を講ずるよう指導しております。しかしながら、個人が所有する敷地であることから、その管理については所有者に対して改善を促すほかなく、所有者側の様々な事情により、皆様が御満足いただける改善にまで及ばないケースもあるのが実情です。

本市における空き家対策につきましては、都市政策課が平成26年3月に策定しました「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプラン」の中で「空き家の適正管理」と「空き家活用方策の検討」を位置付けており、平成26年度は交通の便が悪い市街化区域の縁辺部について、空き家の現況調査を行う予定です。この調査結果などに基づき、本市の空き家についての検証を行い、課題について整理を実施してまいります。

また、国の動向として「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が議員立法により次期国会へ提出される動きがあります。概要としては、自治体に対する所有者の調査、敷地への立ち入り、指導・助言、勧告、命令、代執行などの権限の付与、及び、自治体の空き家対策への費用補助や地方交付税制度の拡充、税制上の措置などについて整備を行うものとされています。

空き家条例などについては、国の動向を注視しつつ、平成26年度より実施される調査や検証に基づいて計画される茅ヶ崎市の具体的な住宅政策の方向性を見据えながら、活用施策や適正管理に必要な内容について検討してまいります。

改善が進まないケースなどについては、市関連部局で連携して引き続き所有者への指導を継続しつつ、自治会に対しても情報提供させていただき、状況の改善に努めてまいります。

また、すでに御相談いただいている案件につきましても、定期的に所有者の対応状況を確認するとともに、適宜自治会に情報提供させていただきます。

48 空き地に関するお願い（浜竹一丁目自治会）

隣の空き地（浜竹1-11-41）はほぼ四方が住宅に囲まれています。空き地内の木々が隣接住宅の2階部分に届くほど大きく成長しています。また、タイヤ、分別されていないペットボトルのゴミなども長らく放置されたままになっています。

ご近所の方が、土地所有者に連絡、働きかけてくださり、時折草刈りは業者(?)により行われることもあります。木々の剪定やゴミの処理についてはなかなか取り組んでいただくことが出来ません。

近隣の方は皆さんずっと気にかけていらっしゃるようですが、これといった対応策が見つからず進展していないので、良い解決方法についてお教えいただければ助かります。よろしくお願い致します。

（担当：環境保全課）

空き地の適正管理につきましては、「茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例」等に基づき、市において現地調査を行い、文書等により土地所有者に対して適正管理の指導をしております。

浜竹1-11-41の空き地につきましては、現地調査を行い、樹木の繁茂を確認いたしました。また、土地所有者の調査を行い、情報の把握までは完了しております（8月15日現在）。

今後につきましては、空き地の木々の剪定等、適正な管理をするよう土地所有者に対しまして早急に指導を行ってまいります。

⑤公有地の活用について

7. 消防署小和田出張所跡地の活用について（松浪二丁目自治会）

6月当初、兵金山会館で行われた説明会によれば、平成29年度に現松浪二丁目の小和田出張所は常盤町へ移転予定とのこと。そして、その跡地の利用計画は特に示されていないとのことであった。

当松浪地区は、県下でもトップのクラスター地区で、災害により火災が発生した場合、人命財産への甚大な被害が予想される。延焼を防止するためにはできる限り空地を確保する必要がある。大災害による被害を少なくする観点からも跡地を公園などとして残し、住民の福祉のために活用する方向で取り組まれない。

（担当：企画経営課）

消防署小和田出張所については、現施設が老朽化していること、前面道路が4メートル程度の住宅街に位置しており大規模震災時に消防車両等の出動経路の閉塞が懸念されることから、平成29年度に常盤町に移転することを計画しております。

移転後の出張所跡地については、本市の行財政運営や行政課題の解決を考慮した検討を行い、利活用案をお示ししたうえで地域の皆様の御意見を伺いながら、効果的、効率的な利活用を図ってまいります。

8 消防署、小和田出張所移転後の跡地をどうするのか。（松浪二丁目自治会）

（担当：企画経営課）

7「消防署小和田出張所跡地の活用について」と同様の回答となります。

9 消防署の跡地利用について自治会等から意見は出せるものか。（松浪二丁目自治会）

（担当：企画経営課）

7「消防署小和田出張所跡地の活用について」と同様の回答となります。

10 松浪緑地における「防災倉庫」増設について（松浪一丁目自治会）

本自治会地域は、住宅が密集し、さらに防災時には一時避難所も確保できない問題の多い地域となってきた。この問題は、自治会自らが住宅密集化を防ぐことは出来ない事項ではあるも、なし崩し的に建設が進められてきたことも原因と推察できる。一方、昨今の市の行政方針として、災害時に対応して一時的避難所や対応する備品類の確保が推奨されている。多くの住民が望んでいる防災備品の整備は、各住民の協力もあり着々と整備されている。しかし残念ながら、その防災物品収容設備（倉庫）の設置場所が不足し苦慮している次第である。

一方約4年前に市が保有する「松浪1丁目緑地」の一角に、1台の防災倉庫設置が認許となり、住民一同安堵の気持ちを持っている。しかるに、クラスター火災の危険性などで、防災機器の増設指導があり、さらなる備品類の整備が要望されている。しかしながら、その収納スペース確保に苦慮している。

上記状況下で、下記を検討願いたい。

(1) 現松浪緑地に、新規防災倉庫の設置を認可願いたい。(市役所内において、緑地管轄部門と防災担当部門間との検討結果で、具体案を提示願いたい)

(2) 設置スペースや設備の諸条件

本件は多岐にわたる要件が輻輳するので、市役所にて認可できる範囲で再検討するので、具体的方法をご教授願いたい。

注) 現存するスーパーたまや前の小型倉庫は自治会固有の保管物を収納しているが、老朽化しており保全に不安があり、いずれ更新する予定である。また、大道路に面しているが奥行きが狭く、非常時には、車両通行面で危険が伴うので、防災向け倉庫としては考えていない。

(担当：公園緑地課、防災対策課)

公園及び緑地への防災倉庫の設置につきましては、災害対応施設として特例的に認められておりますが、公園等としての利用に支障が生じない程度といたしまして、各公園、緑地に各自治会で1棟のみとさせていただいており、また、面積上の制限もございます。

松浪緑地には現在、既存の防災倉庫が1棟ございますが、大きなものに交換するなど、具体的な希望をお聞きした上で、設置の可能性につきまして検討させていただきたいと考えております。

なお、市では、地域防災力の更なる強化を目指し、新規で倉庫を設置する場合も含め、自主防災組織が防災活動を行うために必要な防災資機材の整備に要した費用の2分の1以内での補助を実施しており、平成24年度から1組織に対する限度額を10万円増やし、平成26年度も上限30万円として実施いたしておりますので御活用ください。また、自主防災組織が所有する防災倉庫へ資機材の収納が困難な場合は、各会員宅の屋外倉庫などへの分散備蓄も有効な手段であると考えられることから、御検討をしていただければと思います。

5.4 新たな公園の設置について(浜竹一丁目自治会)

松浪地区の中でも浜一・浜二エリアには公園が1か所もない。公園は防災上からみても一時的な避難場所になる。また、子供達の安全な遊び場所、若い子連れのお母さん方が集まれる場所としてコミュニケーションの場になる。現在、空き地、畑に家がどんどん建てられて公園をつくる余地がなくなりつつあります。市としては、防災上から、それに緑化運動、子育て支援の面から新たな公園を設置する考えはあるのでしょうか。

(担当：公園緑地課)

御指摘をいただきましたように、市民一人当たり都市公園面積が少ない中に

において、公園は災害時の一時避難場所あるいは地域の交流の場として拡充が必要であることは認識しております。市としましても特に公園の空白地域となっている箇所を重点に拡充を図ってまいりたいと考えております。

公園を設置するためには新たに用地を確保する必要がありますが、現状におきましては、用地を購入して新たに公園を設置することが非常に困難な状況から、借地による公園の設置の拡充に向けて取り組みを進めております。

当該地域におきましても、地図情報等を基に未利用地を選定し、地元自治会の皆様とも調整をさせていただきながら、地権者への働き掛けを積極的に行い、用地を確保してまいりたいと考えております。

5 5 地域内緑地(保存林)の整備による環境改善について(浜竹四丁目自治会)

①地域の環境維持に重要な役割を担っている：自然環境の充実と学童たちの遊び場に適する。

②現在の保存林では地権者による整備が行届かず危険性が高い。

③市が地権者から公園地として借り上げることで緑地の整備と安全確保を図る。
(担当：景観みどり課、公園緑地課)

本市では、市街地のみどりを保全する取り組みとして、民有地内にある良好な樹林や樹木については、市が保存樹林、保存樹木として指定させていただき、所有者の方に保全管理の費用を助成させていただいております。

御指摘のとおり、一部の樹林所有者の高齢化や、市外に在住しているという面から、十分な樹林地の管理を行うことが困難であるという問題も抱えております。

現在、本市では屋敷林を除く樹林地の所有者に対し、市が樹林地を所有者から借地して公園、緑地等として整備することを、公園の空白地域を中心に検討しております。

市民公開の借地公園、緑地等として整備することで、市の定期的な管理が可能となり、市民の方々が集まりレクリエーション機能を果たす緑地とすることを目的としています。

借地形式の公園等の整備に関しては、自治会からの要望、該当地周辺の地域の皆様の御理解が不可欠であり、地権者の意思確認も重要となってまいります。

また、敷地についても境界などの必要な調査を行い、最終的に本市として公園整備の適否について検討してまいりたいと考えております。

5 6 茅ヶ崎市が保有している土地(普通財産と行政財産)で近い将来(例えば3年以内)まで使用をしない土地があれば、まず土地の有無情報の公開とその後貸し出しができませんか。(ひばりが丘自治会)

各種団体ではそれらの土地を利用できると思います。利用例として、自治会用の防災倉庫、地域住民のごみ又は資源物の集積場、高齢者等が利用するベン

チなどです。茅ヶ崎市が貸し出す場合には、貸し出し期間等の条件を規定し契約すればよいと思います。

本要望は、平成24年度に市民集会で同様の質問をしました。再質問です。

(担当：用地管財課)

市が所有している土地には、市役所や道路の敷地のように、公用・公共用の使用目的が定められた行政財産と、行政財産以外のものとしての普通財産がございます。

普通財産については、市有財産規則の規定に適合した場合、貸付が可能となることから、従前より、市内の自治会からの貸付に関する御相談には、土地の有無を含め応じております。御申請については、使用目的等を慎重に勘案したうえで、貸付の許可を行っている状況でございます。

また、貸付にあたり、公益上の必要性が認められる場合には、御使用にあたっての貸付料を減免しております。

今後は、短期的に使用が可能な普通財産について、ホームページでの公開を行ってまいります。

⑥小児医療の助成について

⑦子育て支援に関する市の取り組みについて

57 小児医療の助成を拡大してほしい。藤沢市に比べると幼稚園の補助金、3人乗り電動自転車の補助金など、子育て世代への補助が薄い。現状のままでは、藤沢市に引越しを考える方も多いと思います。(松浪二丁目自治会)

(担当：子育て支援課)

茅ヶ崎市では、0歳児から小学2年生までの通院と、中学3年生までの入院に係る医療費の助成を行っており、4歳児からは所得制限を設けて実施しております。

通院の対象年齢の拡充については、子どもに関連した様々な事業を総合的に検討し、平成25年10月1日より、小学校就学前から小学校2年生まで拡大しております。

就学前の児童の医療費については神奈川県が一部負担していますが、就学後の児童の場合は全額を茅ヶ崎市が助成することとなります。平成25年に、小学2年生まで拡大し、平成26年度は、約1億2千万円を拡大分として予算計上しております。

助成対象を拡大することにより、大幅な歳出増が予測され、恒久的にその支出が続くこととなります。限られた財源の中で、公でしか取り組みができない様々な事業を行っているほか、保育園の待機児童対策など、緊急的に対応しなければならない事業もあるため、現時点のさらなる年齢拡大については難しいと考えております。

また、医療費助成を含めた子育て世代への補助については、どの市町村においても同一

の水準で受けられることが望ましいことから、神奈川県や国に対して補助制度の創設や所得制限の撤廃などを、今後も継続的に要望してまいります。

58 子育て世代が感じる近郊都市との比較 (浜竹一丁目自治会)

高齢少子化社会を迎えて、特に少子化に対する政策が自治体によって異なるため、若い世代の夫婦が新しく住まいを探す場合、自治体の子育て支援への取り組みによって子供を育てやすい自治体へ移住するようになっている。これは子育ての問題だけでなく人口の流出にもつながってくるため(これは高齢者にも同じことがいえる)、子育て支援への取り組みが重要になっている。

茅ヶ崎市も「子ども・子育て支援新制度」を27年4月からスタートする予定にあるが、まずは現状の子育て支援について近郊都市との比較でどうなっているか。

○保育所の待機児童数は、全国で神奈川県は常にベスト10に入っているが、横浜市のように待機児童がゼロになるなど(25年度川崎市438人、藤沢市2

77人、茅ヶ崎市174人)、茅ヶ崎市も減少しているが、どのような対策を取っているのか。

(担当：保育課)

平成26年度の本市の待機児童数は140人となり、平成25年度より34人減少したものの依然として多く、待機児童解消は緊急の課題と認識しております。待機児童解消のため、本市では保育所の新設等を行っており、平成26年4月に2園新設・定員120人増、8月に1園新設・定員90人増を行いました。更に平成27年4月までに3園新設・1園建替により204人の定員増を行う予定です。今後も保育所の新設を行うとともに、「子ども・子育て支援新制度」で新たに認可事業となる3歳未満対象で定員6人以上19人以下の小規模保育事業など、多様な手法について検討してまいります。

○「子育て世帯臨時特例給付金」については、国（厚生労働省）によって定められているが（一人につき1万円）、自治体によっては少子化対策として、大阪府池田市では第3子出産2万円、第4子20万円、第5子以上は一人につき30万円が支給されている。少子化対策として茅ヶ崎市はどのような政策をとっているか。

(担当：子育て支援課)

現在のところ本市においては、国民健康保険の加入者が出産したときに、出生児1人につき42万円を世帯主に支給している出産育児一時金（国の制度）以外に、出生児に対して支給する制度はありませんが、安心して子どもを産み育てられる環境の整備に努めており、不妊で悩む夫婦の経済的負担の軽減のため、特定不妊治療費の一部を助成しております。

また、平成26年度からは、流産などを繰り返し、お子さんを持つことが困難な不育症についても、治療費の一部助成を行う不育症治療費助成事業を実施しております。

○医療費補助制度については、茅ヶ崎市は0歳児から4歳未満は入院・通院とも所得制限なし、4歳以上から小学2年生まで所得制限あり、小学2年生から中学卒業までは入院のみで所得制限ありで補助を受けられる。お隣の藤沢市は0歳児から小学校6年生までは入院・通院とも所得制限なしで補助を受けられるが、他の市町村の医療費補助制度はどうなっているのか。

(担当：子育て支援課)

神奈川県内33市町村の8月1日時点の状況として、通院・入院の両方に所得制限を設定しているのは19市町、入院のみ所得制限を設定しているのは5市町、通院・入院どちらにも所得制限をしていないのは9市町村となっております。

通院の医療費の補助の対象については、中学3年生までが9市町村、小学6年生までが10市町、小学4年生までが3市、小学3年生までが5市、小学2

年生までが1市、小学1年生までが2市、就学前までが3町となっております。

また、入院の医療費の補助の対象は、神奈川県内の全市町村が中学3年生までとなっております。

○妊婦健診については、各市町村ともチケットを発行しているが、茅ヶ崎市は12,000円×1枚、3,000円×13枚で総額51,000円になるが、藤沢市は総額75,000円のチケットが発行されている。若い世代にとっては、この格差にも影響を受ける。

(こども育成相談課)

御指摘のとおり茅ヶ崎市では、14回の補助券を交付しております。平成25年度に1回目の助成額を10,000円から12,000円に増額し、2回目から14回目の各3,000円の助成額と合わせ、総額51,000円の助成を行っているところです。

藤沢市では、総額75,000円の助成を行っており、県内各市町村において助成額は様々な状況です。

限られた財源の中で、保育園の待機児童対策等、本市にとって早急に対応しなくてはならない事業もあり、現時点での助成額の増額は難しいものと考えております。

今後も、市民の方が安心して妊娠・出産に臨むことができるよう、早期受診と定期的受診を目的とする本事業の周知を図りながら、取り組みを進めてまいります。

○子育て支援の要になる「学童保育施設」の数は、茅ヶ崎市25施設、藤沢市45施設。人口数・構成によって施設数は異なってくるが、子育てに対する自治体の意識、姿勢が窺われる。

(担当：保育課)

本市では、各小学校区に1施設以上の公設の児童クラブを開設し、市内全域のどこのクラブを御利用いただいても、同一料金で、同一の質を提供することを目指して、全クラブを一括して管理運営する指定管理者を選定し、児童クラブの運営を行っているところでございます。

本市の児童クラブの利用者数は、平成26年5月1日現在で1,274名です。これは、本市における全児童数の約9.7%ですが、年々、低学年児童の利用希望者数が増加傾向にあり、高学年児童は一時的に待機していただかなければならない状況も増えてまいりました。そこで平成26年度は、高学年児童の長期休暇対策として、サマースクールを開設し、夏休み期間中の児童の生活や遊び、また、宿題のサポートを行いました。

今後も保護者の意見を聴きながら、本市に相応しい児童クラブ運営を行ってまいりたいと考えております。

なお、藤沢市の児童クラブとの比較ですが、茅ヶ崎市の平成26年5月1日

現在の小学校在籍児童数は、13,159人、児童クラブ数は27施設、小学生487.4人に1施設の開設となっております。一方、藤沢市の小学校在籍児童数は、23,051人、児童クラブ数は45施設、小学生512.2人に1施設の開設という状況となっております。

○各市町村によって子育て支援に対する取り組み度合いに差が出ているが、茅ヶ崎市も新たにスタートする「子育て支援新制度」に他の市町村との格差を、数的格差だけでなく質的格差をどう是正するのか、そしてその将来ビジョンをどう策定するのか、お聞かせいただきたい。

(担当：保育課)

平成27年4月から施行予定の「子ども・子育て支援新制度」は、幼児期の学校教育・保育や地域の子育て支援について、量の拡大だけでなく質の改善も目的としております。その具体的な取り組みとして、今後5年間の計画期間とした「子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月までに策定することとなっており、現在、その内容を検討中です。平成25年11月に市内の子育て世帯7,500世帯を対象に実施したアンケート調査の結果も踏まえながら、子育て支援施策の取り組みや将来ビジョンを計画で示してまいりたいと考えております。